



市民の声を市政に反映

# 杉森ひろゆき

市議会議員 ニュース

杉森弘之後援会広報委員会発行

645号 2017年1月24日

〒300-1235 牛久市刈谷町 1-41-8

TEL・Fax : 870-0335

携帯 : 090-5587-7693

Mail : sugimori@max.hi-ho.ne.jp

## 前市長は金権政治の王様

# 利益誘導政治からの脱却

## 第4回定例会一般質問 V

杉森議員は12月7日、第4回定例会で、①保育士の処遇改善、②公共事業等の入札及び契約、について一般質問した。今号では②の④を掲載する。

## 調査・改革が必要

【杉森議員の質問】根本市長は2015年の市長選で、「明日の牛久を考える会」の会報「あした」の第2号を発行し、これまでの牛久市政に対する「？」を掲げ、その中で、

「現市長と癒着している建設業者だけが莫大な利益を上げ、その利益の一部が市長に上納（牛久再生プロジェクトや政治資金パーティの会費など）されるという、金銭で支配された政治が定着しています。現市長こそ、『金権政治の王様』です。

さらに、市長の親戚や親族企業に対する利益誘導政治が行われているのです。学校給食のお米、プロパンガス、ガソリンもほぼ独り占め。これまでの長い年月、地域の小規模商店が納め続けてきた生活雑貨さえも、現市長の親族企業が横取りしているありさまです。

これらの腐敗した構造の根源を断ち、正常でクリアな牛久市を取り戻しましょう。」と主張されました。

私はこの主張に全面的に賛同するものです。ぜひ正常でクリアな牛久市を取り戻してほしいと思います。そこで、この利益誘導政治の面で調査・改革の進捗状況はどのようなものか、お聞きいたします。

小坂城址の土地購入疑惑に関して第三者調査委員会を立ち上げたことは、その第一歩と



## 犬猫殺処分ゼロ条例

### 茨城県議会が可決

茨城県議会は12月22日、第4回定例会で「犬猫殺処分ゼロを目指す条例」を全会一致で可決しました。

条例に罰則規定はなく、あくまでも努力義務ですが、飼い主やペット販売業者の責任を明記し、飼育放棄の減少を目指しています。

飼い主の責任として、①所有する犬又は猫がその命を終えるまで適切に飼養する「終生飼養」、②適切な繁殖管理のための「不妊去勢手術などの措置」、③所有者を明確にするための名札やマイクロチップの装着一などに努めるよう記載しています。

販売業者等の責任として、購入者等に対して終生飼養を促すとともに、終生飼養が困難な人に販売しないよう求め、県が犬猫愛護週間を設けるよう定めています。

茨城県は2005年から2012年まで犬の殺処分が全国ワースト1を続け、昨年度に殺処分された犬は1,279匹、猫は2,333匹で、それぞれ全国で2番目、12番目という、恥ずべき状態を続けています。

今回の条例制定は、この状態を少しでも改善し、動物愛護の模範県となるための一歩となることが期待されます。

牛久市からも殺処分ゼロを目指して、世論を盛り上げましょう。

考えますが、その他の公共事業等の入札及び契約などに関する腐敗した構造に対する調査・改革の進捗状況を伺います。

## 公正性の確保とは言っても

### 腐敗構造の調査・改革はしないのか

【根本市長の答弁】入札及び契約の基本的なおり方については、競争性によって担保される公正な価格を実現しつつ、地場産業育成の観点から市内業者が優先的に参加できるように配慮しております。また、品質の確保についても関係法令等を遵守することが必要であり、それを通じて市民から疑いを持たれることのないよう、より一層の透明性を確保することが必要であることを申し上げたところでございます。

その後、1年あまりが経過したところでありますが、入札契約についての考え方は変わることなく、取り組んでいるところでございます。

入札契約については、「建設業法」や「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」、いわゆる「担い手三法」をはじめとする関係法令等の改正が近年進んでいることから、引き続き情報収集に努め、継続的な改善を進めることで、より一層の公正性、経済性、履行の確実性、透明性の確保等に努めてまいります。

## ノーサイドとは何か

【杉森議員の質問】根本市長は選挙の後、今後はノーサイドでやっていきたいと言われました。もったいなことと思います。しかし一部には、ノーサイドについて誤解されている方もおられます。ノーサイドとは、憲法や地方自治法、政治倫理条例など法令に基づいてノーサイドなのであり、法令を無視してノーサイドなのではありません。つまり、法令を守っても守らなくてもよいという意味ではありません。その意味で、腐敗した構造の一掃に期待している市民は多いと思いますが、い

つ頃までにその調査をする予定でしょうか。

## 腐敗に関与した業者は？

【根本市長の答弁】工事等の入札や契約につきましても、競争性を担保しながら、地場産業育成の観点から市内業者が優先的に参加できるように配慮しております。



具体的には、指名競争入札については、特殊な技術を要する専門性の高い工事を除き、原則として市内業者を選定しております。また、条件付き一般競争入札においても、市内業者が積極的に参加できるように資格要件を設定しております。

いかに市内業者の皆様に参加していただけるか、また入札参加者を多くすることにより競争性を高められるかについて検討を行い、資格要件について見直しを行っております。

今年度はすでに、各業者の施工実績として認定する期間を従来の5年から10年へ拡大すること、また市外業者の参加も認める案件の場合の本店所在地要件をこれまで近隣市町村としていたものを、竜ヶ崎工事事務所管内へ拡大すること、さらに参加可能業者に求める総合評定値を引き下げる等の要件緩和を行ってまいりました。これにより、入札に参加が可能な業者数が増え、より競争性が高まることが期待されます。

また、大規模の工事において、工種ごとに分離発注を行っております。このことにより一括発注より資格要件を緩和することが可能となり、市内業者をはじめ、より多くの業者に参加していただくことが可能となります。

今後は、業者に求める完成工事高等についても要件の緩和を検討し、これから発注される工事案件について適用する予定です。

このように、見直しを行っているところでございますが、引き続き情報収集に努め、継続的な見直しを進めてまいります。

市長 継続的な見直しを進める